

令和元年度

財政援助団体等監査結果報告書

西条市監査委員

目 次

令和元年度財政援助団体等監査の結果について	1
第1 監査の対象	2
第2 監査の期間	2
第3 監査の方法	2
第4 監査の結果	2
1 夏彩祭実行委員会に対する補助金について	3
2 西条市国際交流協会に対する補助金について	3
第5 まとめ	4

西監第162号
令和2年3月6日

西条市長 玉井敏久 殿
西条市議会議長 一色輝雄 殿

西条市監査委員 越智典雄
西条市監査委員 徳増達史

令和元年度財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

令和元年度財政援助団体等監査結果

第1 監査の対象

平成30年度に財政援助を行った団体のうち、次の団体に対する補助金について監査を実施した。

監査対象団体	補助金の名称	所管部署
夏彩祭実行委員会	夏彩祭補助金	産業経済部 観光振興課
西条市国際交流協会	西条市国際交流協会補助金	産業経済部 観光振興課 国際交流推進室

第2 監査の期間

令和2年1月27日から令和2年2月21日まで

第3 監査の方法

補助金所管部署（以下、「所管部署」という。）及び補助金交付団体（以下、「交付団体」という。）において、補助金に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか、また、管理及びチェック体制が機能しているかなどに主眼を置き監査を実施した。

監査に当たっては、所管部署及び交付団体から関係書類等の提出を求め、帳簿及び証拠書類等との照合を行うとともに、職員及び関係者から聴取を行うことにより実施した。

第4 監査の結果

監査の結果、各団体に交付された補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されていることを確認した一方で、改善又は検討を要する事項も見受けられた。軽易な指摘事項については、その都度指示、指導を行ったので記述は省略したが、改善又は検討を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、その旨を通知するよう求めた。

なお、所管部署及び交付団体においては、指示、指導を行ったため記述を省略した軽易な事項に関しても留意し、引き続き適正な事務の執行に努められたい。

団体別の監査結果は次のとおりである。

1 夏彩祭実行委員会に対する補助金について

- (1) 補助金の名称 夏彩祭補助金
- (2) 補助金交付先 西条市周布220番地2 夏彩祭実行委員会
- (3) 補助金額 2,500,000円
- (4) 支出年月日及び金額 平成30年8月15日 2,500,000円
- (5) 支出根拠 西条市補助金等交付規則
夏彩祭補助金交付要綱
- (6) 夏彩祭実行委員会に関する指摘事項
補助金関係事務及びその出納は、おおむね適正に処理されており、特に指摘事項はない。
- (7) 産業経済部観光振興課に関する指摘事項
補助金交付関係事務は、おおむね適正に処理されており、特に指摘事項はない。

2 西条市国際交流協会に対する補助金について

- (1) 補助金の名称 西条市国際交流協会補助金
- (2) 補助金交付先 西条市明屋敷164番地 西条市国際交流協会
- (3) 補助金額 3,353,000円
- (4) 支出年月日及び金額 平成30年6月15日 3,353,000円
変更年月日及び金額 平成31年3月29日 2,336,541円(変更)
(決算に基づき1,016,459円減額し戻入を行った)
- (5) 根拠法令等 西条市補助金等交付規則
西条市国際交流協会補助金交付要綱
- (6) 西条市国際交流協会に関する指摘事項
ア 「国際交流事業助成金交付要綱」に基づき交付している助成金について、交付申請書の事業実施後提出や事業の着手、完了届の未提出など、同要綱の規定に反する手続きを確認した。
助成金の交付に当たっては、適正な指導により、同要綱に準拠した助成金交付事務の執行に努められたい。
イ 物品の購入時における出納事務について、立替払い後の口座からの出金による補てん処理を確認した。立替払いは適正な出納事務ではなく、厳に慎むべきものである。
今後、出納事務におけるチェック体制を確立し、適正な出納事務を執行されたい。
- (7) 産業経済部観光振興課国際交流推進室に関する指摘事項
補助金交付関係事務等は、おおむね適正に処理されており、特に指摘事項はない。

第5 まとめ

今年度の財政援助団体等監査は、平成30年度に市が財政援助を行った団体のうち、2団体を抽出して実施した。

なお、西条市国際交流協会については、市の所管部署が事務局を担い、「準公金」の会計処理を行っているので、その取り扱いについても併せて審査を行った。

今回の監査の総括は、次のとおりである。

1 総括

本市では、各種団体等が取り組む公益性の高い活動の支援や団体等の育成を図るため補助金を交付しているが、適正な補助金交付事務や補助金に係る適正な出納事務は、補助金の交付目的を達成するための前提となるものである。

さらに、補助金の財源は市民の税金等であり、市民からは、透明性の確保はもとより効率的で効果的な予算執行が求められていることを強く認識し、補助金の予算措置及び事務処理を行わなければならない。

これらを踏まえ、市所管部署においては、現在交付している補助金の公益性、必要性、妥当性等を再度精査するとともに、市補助金交付規則や各種補助金交付要綱に沿って適正に事務処理を行うよう要望する。

また、交付団体においては、一部の出納事務や団体助成事務に不適正な処理が見受けられたため、改善を求めるとともに、市の所管部署による指導、助言のもと事業を実施し、補助金の交付目的及び効果が達成されることを期待する。

なお、今回の財政援助団体等監査における指導、指摘事項等を踏まえ、以下の点について留意し、今後の補助金交付事務に取り組まれない。

- (1) 監査における指導、指摘事項等に関する共通の原因として、所管部署担当職員の法令、規則等に関する認識不足や決裁の過程における審査不足が挙げられる。監査で受けた指摘事項等は、ただちに部署内で共有のうえ、事務処理手順書の整備等により人事異動における引継ぎにも活用するなど、今後、同様の指摘等を受けないよう取り組まれない。
- (2) 市職員が交付団体事務局員を兼ねて会計事務を行う場合は、複数人によるチェック体制を確立し、準公金取扱いマニュアルに基づく適正な事務処理に努めること。
- (3) 交付団体が他の団体等に間接補助を行っている場合は、その間接補助団体等に対し監査委員は監査を行うことができない。間接補助団体等に対しては、市長が予算の執行の適正を期するため、その状況を調査し、又は報告を徴することができることから、所管部署が間接補助団体等に対して調査等を行い、補助金の使途や会計処理の適正性などを踏まえ、補助金本来の目的が達成されているか確認されたい。
- (4) 事業の終了などに伴い交付団体が解散する場合、所管部署は、事業最終年度の実績報告書の提出に併せて、交付団体の最終決算処理を審査し、残金が生じている場合はその清算方法について書面で提出を求めるなど、後に疑義が生じないよう取り扱うこと。

